Ⅵ予防行政

1. 防火管理制度

(1) 防火対象物と防火管理者

平成19年3月31日現在、消防法令別表 I で150 ㎡以上の対象物は、31,817件である。

(資料第 40 表参照)

また、多数の者が勤務し、又は出入りする防火対象物については、防火管理者を選任し、消防計画を作成して防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けているが、その選任状況は次のとおりである。

防火管理者を養成するための講習は、各消防本部が実施している。

防火対象物と防火管理者

平成20年3月31日現在

				平成20年3	7 0 1 H OLIL
	防火管理実施業 務対象物数	防火管理者選任 対象物	選任率	消防計画作成済 防火対象物	作 成 率
1-イ 劇 場 等	24	21	87.5%	21	87.5%
1-口集 会 場 等	1,068	590	55. 2%	535	50.1%
2-イキャバレー等	1	1	100.0%	1	100.0%
2-口遊技場等	75	57	76.0%	49	65.3%
2-ハ 性風俗関連特殊営業等		0			
3一 待合・料理店等	8	6	75.0%	6	75.0%
3→2 飲 食 店	607	336	55.4%	282	46.5%
4 百貨店・マーケット	914	507	55.5%	431	47.2%
5-イ 旅 館・ ホ テ ル	470	447	95.1%	439	93.4%
5-四 共 同 住 宅 等	1, 228	655	53.3%	539	43.9%
6/病院等	171	122	71.3%	104	60.8%
6-四 社会福祉施設等	499	450	90.2%	434	87.0%
6-5 幼 稚 園 等	172	168	97.7%	167	97.1%
7 学 校	417	386	92.6%	375	89.9%
8 図 書 館 等	41	33	80.5%	31	75.6%
9-/ 蒸 気 浴 場	6	6	100.0%	6	100.0%
9-四他の公衆浴場	35	24	68.6%	20	57.1%
┃ 10 停 車 場	8	7	87.5%	6	75.0%
11 神 社・ 寺 院	220	130	59.1%	109	49.5%
12-イエ場・ 作業場	312	204	65.4%	182	58.3%
12-ロス タ ジ オ	6	3	50.0%	2	33.3%
13-7 駐 車 場	100	70	70.0%	60	60.0%
13→2 格 納 庫	300	227		172	
1 4 倉 庫	71	48	67.6%	42	59.2%
15 事 務 所 等	625	435	69.6%	390	62.4%
16一个特定複合用途施設	1, 277	693	54.3%	576	45.1%
┃16-□ 一般複合用途施設	206	146	70.9%	125	60.7%
16/2 地 下 街					
16/3 準 地 下 街					
17 文化財建造物	33	27	81.8%	26	78.8%
18 アーケード					
計	8,894	5, 799	65. 2%	5, 130	57.7%

防火管理者講習受講者数

	18年度	19年度
消防本部	1, 196人	1, 138人

(2) 消防用設備の設置状況

防火対象物は、その用途、規模、構造及び収容人員に応じ、一定の基準に従って消防用設備を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないことになっている。平成20年3月31日 現在、特定防火対象物の消防設備設置状況は、次のとおりである。

特定防火対象物の消防設備設置状況

平成19年3月31日現在

	自	動火災報知	1器	ス	プリンクラ	I	,	屋内消火栓	
	対象数	設置済 及び 特例措置	違反数	対象数	設置済 及び 特例措置	違反数	対象数	設置済 及び 特例措置	違反数
1-イ 劇 場 等	39	39		3	3		27	26	1
1-口 集 会 場 等	384	376	8	10	10		53	50	3
2-イキャバレー等									
2 遊 技 場 等	90	87	3	2	2		18	18	
2-ハ 性風俗関連特殊営業等									
3-イ 待 合 · 料 理 店 等	12	10	2				2	1	1
3中 飲 食 店	293	280	13	1	1		15	12	3
4 百貨店・マーケット	781	761	20	64	63	1	118	104	14
5-イ 旅 館 ・ ホ テ ル	599	591	8	12	12		274	270	4
6 / 病 院 等	313	311	2	61	61		59	59	
6→□ 社会福祉施設等	607	607		143	143		83	81	2
6→ハ幼稚園等	244	243	1				18	18	
9/ 蒸 気 浴 場	8	8		1	1		7	7	
16一个特定複合用途施設	1,490	1,385	105	64	63	1	184	182	2
章 	4,860	4,698	162	361	359	2	858	828	30

(3) 防炎物品の使用状況

居室内の物品を燃えにくいものにし、出火時の燃焼の進行を抑制することが火災予防上必要であることから、不特定多数の者や老幼弱者が利用する防火対象物において使用するカーテン、じゅうたん等の物品は、防炎物品を使用することが義務づけられている。平成20年3月31日現在、防炎防火対象物の防炎物品使用状況は、次のとおりである。

防炎防火対象物の防炎物品使用状況 (延べ面積 150 ㎡以上)

平成18年3月31日現在

		カーテン	・どん帳	じゅう	うたん	合机	反等		未使用	
	対象施設数	防炎使用	使用率	防炎使用	使用率	防炎使用	使用率	カーテン	じゅうたん	合板
1-4 劇 場 等	42	34	81.0%	29	69.0%	2	4.8%	8	13	40
1-0 集 会 場 等	935	650	69.5%	441	47.2%	19	2.0%	285	494	916
2-1 キャバレー等	2	2	100.0%	2	100.0%		0.0%	0	0	2
2-□ 遊 技 場 等	99	39	39.4%	38	38.4%	5	5.1%	60	61	94
2-/ 性風俗関連特殊営業等	1	1		1		1		0	0	0
3-1 待 合 · 料 理 店 等	20	10	50.0%	7	35.0%		0.0%	10	13	20
3-0 飲 食 店	642	348	54. 2%	259	40.3%	25	3.9%	294	383	617
4 百貨店・マーケット	1,254	566	45.1%	392	31.3%	83	6.6%	688	862	1, 171
5-4 旅館・ホテル	723	675	93.4%	562	77.7%	13	1.8%	48	161	710
6-4 病 院 等	497	417	83. 9%	269	54.1%	9	1.8%	80	228	488
6-口 社 会 福 祉 施 設 等	691	582	84. 2%	441	63.8%	29	4.2%	109	250	662
6-// 幼 稚 園 等	293	280	95.6%	154	52.6%	2	0.7%	13	139	291
9-4 蒸 気 浴 場	239	120	50. 2%	100	41.8%	6	2.5%	119	139	233
12-0 ス タ ジ オ	3	2	66.7%	1	33.3%		0.0%	1	2	3
16-4 特定複合用途施設	2, 178	1,106	50.8%	834	38.3%	58	2.7%	1,072	1,344	2, 120
16-口 一般複合用途施設	33	18	54.5%	11	33.3%	2	6.1%	15	22	31
高層建築物			84.6%	8	61.5%		7.7%	2	5	12
計	7,665	4,861	63.4%	3,549	46.3%	255	3.3%	2, 804	4, 116	7,410

(4) 防火対象物定期点検報告制度

一定の防火対象物の管理について、権限を有する者に対し、防火対象物点検資格者による点検 を義務づけ、その結果について消防長又は消防署長への報告を行わせるとともに、消防法令遵守 状況又は点検結果が優良なものについては、その旨の表示をすることができる制度である。

(平成15年10月1日施行)

防火対象物定期点検報告制度実施状況

平成20年3月31日現在

	点檢要が	5 防火対象物	点検基準適	部防火対象物		〒3 月3 1 日現住 台防火対象物 認定)
	1号 (300人以上)	2号 (特定1階段)	1号 (300人以上)	2号 (特定1階段)	1号 (300人以上)	2号 (特定1階段)
劇場等	24	1	4	0	5	0
集会場等	236	3	23	0	7	0
キャハ゛レー等	0	1	0	1	0	0
遊技場等	30	5	0	1	0	0
性 風 俗 関 連	0	0	0	0	0	0
待合•料理店等	0	1	0	0	0	0
飲 食 店	2	21	0	0	0	0
百貨店・マーケット	143	25	13	0	15	0
旅館・ホテル	130	52	79	16	21	21
病 院 等	39	12	5	0	4	1
社会福祉施設等	22	3	2	0	1	0
幼 稚 園 等	5	1	1	0	0	0
蒸気浴場等	5	0	2	0	0	0
特定複合用途施設	280	77	26	2	19	1
= +	916	202	155	20	72	23

(5) 消防設備士の試験と講習

県は毎年消防法の規定に基づき消防設備士の資格試験を実施してきたが、昭和 60 年度よりこの試験を(財)消防試験研究センターに委任して実施することとした。その試験の実施状況及び合格者に対する免状の交付状況は、次のとおりである。

また、免状取得者で一定期間経過したものに対して義務講習を実施しており、平成 19年 度は 291人(前年度は 383人)の受講者があった。

消防設備士試験

		特	1	類	2	類	3	類	4	類	5	類	6 類	7 類	合	計
		甲	甲	\Box	甲	\Box	甲	Γ	甲	Ŋ	甲	Ŋ	Ŋ	Ŋ	甲	乙
19	受験者数	42	325	100	126	36	140	32	767	431	154	56	711	269	1554	1635
年度	合格者数	7	92	28	49	12	42	15	242	173	51	19	246	145	483	638
18	受験者数	26	311	111	102	23	109	43	577	414	136	52	637	299	1261	1579
年度	合格者数	3	97	51	41	8	42	12	218	208	44	19	248	152	445	698

2. 危険物の規制

(1) 危険物施設

消防法は、発火性又は引火性を有する危険物について保安上の規制を定めており、一定数量以上の危険物は、危険物施設以外の場所で貯蔵したり取り扱ってはならず、危険物施設を設置しようとする者は、市町村長等の許可を受け、その施設の使用に当たっては完成検査を受けなければならないことになっている。

平成20年3月31日現在、危険物施設の総数は、3,513ヶ所で、これらのうち石油製品を中心とする第4類の危険物を貯蔵し又は取り扱う施設は3,462ヶ所で全体の98.5%を占めている。

(資料第41表参照)

危険物施設

各年3月31日現在

	製造所		貯	蔵	所			取	扱 所		合 計	事業所
年	旂	屋内	屋外	地下	その他	計	給油所	販売所	一般取扱	盐	合 計	尹禾川
18	37	641	269	1,128	416	2,454	686	15	534	1,235	3,726	2,123
19	36	616	250	1,058	420	2,344	667	15	508	1,190	3,570	2,104
20	35	620	247	1,041	414	2,322	642	12	500	1,156	3,513	2,056

(2) 危険物取扱者の試験と講習

県は毎年消防法の規定に基づき危険物取扱者の資格試験を実施してきたが、昭和 60 年度よりこの試験を(財)消防試験研究センターに委任して実施することとした。その試験の実施状況及び合格者に対する免状の交付状況は次のとおりである。

また、免状取得者で一定期間経過したものに対して保安講習を実施しており、平成 19 年度は 1,036 人(前年度は 754 人)の受講者があった。

				,	也 陜	100 収	10人 1日	DP/ N	灰			
	甲種				乙 種							
			種	1類	2類	3類	4類	5類	6 類	計	丙 種	合 計
19 年	受験者数		151	182	191	143	2,189	176	205	3,086	370	3,607
嬳	合格者数		61	103	124	94	841	129	132	1,423	223	1,707
18 年	受験者数		176	218	199	159	2,474	152	237	3,439	354	3,969
度	合格者数		70	138	119	91	860	92	158	1,458	195	1,723

危険物取扱者試験

(3) 危険物施設に対する立入検査

県及び市町村が実施した危険物施設等に対する立入検査及び措置命令は、次のとおりである。

危険物施設に対する立入検査

			平	成 18 年	三 度	平 成 19 年 度					
			立入	検 査	措置命令件数	立入	検	查	世界人人供料		
			施設数	回 数	1日	施設数	回	数	措置命令件数		
製	造	所	22	22	0	23		23	0		
貯	蔵	所	989	1,035	1	673		719	1		
取	扱	所	481	503	2	469		494	1		
	計	·	1,492	1,560	3	1,165		1,236	2		

3 火災予防運動

(1)全国火災予防運動

火災の大半が失火であり、住民一人一人が注意すれば火災を減少させることができる。 消防関係機関は毎年、全国一斉に火災予防週間等を定めて火災予防運動を展開し、住民に対 して防火意識の高揚を図っている。

全国火災予防運動

	期間	統 一 標 語
秋季全国火災予防運動	11月9日~15日	「火は見てる あなたが離れる その時を」
文化財防火デー	1月26日	
春季全国火災予防運動	3月1日~7日	「火は見てる あなたが離れる その時を」
全国山火事予防運動	11	「山火事は 地球の未来も 燃やします」
車両火災予防運動	11	

(2)婦人防火クラブ

婦人防火クラブは、日頃火気を取り扱う機会が多い女性が、火災予防の知識を収得して、家庭における火災の防止に努め、地域の防火意識の高揚を図ることを目的として結成された組織で、平成 20 年 9 月 1 日現在、13 市町村に 39 組織が結成され、クラブ員数は 2, 1 4 3 人である。 (資料第 42 表参照)

(3) 幼年、少年消防クラブ

幼年、少年消防クラブは、少年の頃から火災予防についての知識を身につけさせ、家庭や学校における火災の予防を図るため結成された組織で、平成20年5月1日現在少年消防クラブは5市町村で結成されており、クラブ員数は325人である。また幼年消防クラブは16市町村で134クラブ結成されており、クラブ員数は5,914人である。

(資料第 49·50 表参照)